

## 「住宅・店舗改修促進補助金」よくあるお問い合わせ

### 対象工事の種類について

Q 2階のバルコニーを改修したいが対象となるか。

A 対象となります。

Q 太陽光発電設備の設置は対象となるか。

A 対象外です。市の別の制度に「住宅用太陽光発電設備等設置費補助金」（環境政策課）がありますので申請をご検討ください。

Q 給湯器の交換は対象となるか。

A 建物本体に付随し、工事費用が発生するものは対象となります。

Q ガスコンロの交換は対象となるか。

A 据え置き型のものを購入して置くだけでは対象外です。ビルトインタイプで工事費用が発生するものは対象となります。

Q ウォシュレットの交換は対象となるか。

A ウォシュレットを購入して取り付けるだけでは対象外です。但し、便器の交換などトイレ改修の一式として行う場合は対象となります。

Q 水道管の交換は対象となるか。

A 戸建住宅への地中の引き込み管など建物本体に付随しないものは対象外です。水回りの改修で発生する配管工事の場合は対象となります。

Q クローゼットの中に棚を設置したいが対象となるか。

A 家具の購入・設置は対象外です。但し、建具工事・大工工事などで作り付けの棚や収納スペースを作るものは対象となります。

Q 畳替えは対象となるか。

A 畳替え、表替えともに対象となります。

Q カーペットの設置は対象となるか。

A カーペットを購入して敷くだけでは対象外です。但し、内装工事として床のカーペットを貼りかえる場合は対象となります。

Q 断熱・防音を目的とした2重窓への交換は対象となるか。

A 建具工事として工事費用が発生するものは対象となります。

Q 窓に設置するシャッターやオーニングテントは対象となるか。

A 建具工事として工事費用が発生するものは対象となります。

Q ブロック塀を撤去して生け垣を作りたいが対象となるか。

A ブロック塀は撤去のみでも対象となりますが、生け垣などの造園工事は対象外です。

Q インターホンの交換は対象となるか。

A 機器、家具、家電等の購入・取付は対象外です。

Q 防犯カメラの設置は対象となるか。

A 機器、家具、家電等の購入・取付は対象外です。

Q いわゆるリフォームではなく、破損した箇所を直したいが対象となるか。

A 修繕のみの工事でも対象となります。

補助対象者について

Q 所有物件（住宅）を貸家になっているが対象となるか。

A 対象外です。住宅の場合は物件を所有し、自ら居住している方が対象となります。

Q 賃貸物件（住宅）に居住しているが対象となるか。

A 対象外です。住宅の場合は物件を所有し、自ら居住している方が対象となります。

Q 所有物件（店舗）を貸店舗になっているが対象となるか。

A 貸主からの申請はできません。但し、店舗の場合は事業を営んでいる方（借主）が所有者（貸主）の同意を得た上で申請することは可能です。

Q 自分は市外に住んでいるが、越谷市内で一人暮らしの母親が所有し、自ら居住している住宅を改修したい。

A 申請者は物件を所有し、自ら居住している方（この場合は母親）になります。但し、委任状があれば受任者（この場合は子）が代理で申請することは可能です。

対象工事の要件について

Q 施工業者の本社は市外にあるが、市内事業者が一括して下請けになる場合は対象となるか。

A 見積書を作成する施工業者の本社が市外の場合は対象外です。

Q 市内の施工業者を紹介してもらえないか。

A 市では施工業者のあっ旋をしていません。なお、越谷商工会議所のホームページでは住宅等の改修工事を取り扱う会員企業を紹介しています。

Q 個人事業主が自ら居住する住宅を改修する場合、市内の施工業者が自らの店舗を改修する場合は対象となるか。

A 自ら作成する見積書では申請できませんので、対象外です。

Q すでに着工している工事は対象となるか。

A 補助金の交付決定後に着工する必要があります。すでに着工している工事は対象外です。

Q すでに契約している工事（着工前）は対象となるか。

A すでに契約していても補助金の交付決定後に着工する場合は対象となります。

#### 申請書の提出について

Q インターネットを使えないので、申請書類をホームページからダウンロードできません。

A 申請書類は経済振興課窓口でも配布しています。

Q 屋根の塗装について工事箇所全体の写真が撮れません。

A 外観の写真で屋根が写っていれば結構です。危険ですので、専門業者でない方が屋根に上ったりしないでください。

Q 床下の修理について工事箇所全体の写真が撮れません。

A 工事箇所が分かれば床上からの写真でも結構です。

#### 申請後の変更について

Q 交付決定後に工事内容を変更する場合の手続きは。

A 工事箇所や施工業者の変更が生じる場合は「変更承認申請」の手続きが必要になりますので経済振興課までお問い合わせください。手続きをしないで工事を完了した場合、補助金を交付できない場合がありますのでご注意ください。

Q 工事箇所や施工業者が決まっていないが、変更を前提に仮の見積もりで申請書を提出したい。

A 工事箇所や施工業者を決めてから申請書を提出してください。申請後の変更手続きは、交付決定後に何らかの事情が発生し、変更が認められるものに限られます。

実績報告書の提出について

Q 施工業者と契約書を取り交わしていません。

A 契約書の写しは作成している場合のみ提出してください。